

令和 6年度

業務設計書（公示用）

業務名： 曲長跨線橋耐震性能照査検討業務

令和 6年 11月 単価適用

建設局 土木部 業務課 計画係

位置図

1 : 2500



函館本線

曲長通線

曲長跨線橋

箱橋1条7丁目

箱橋2条

50m

()	業務名	曲長跨線橋耐震性能照査検討業務
-----	-----	-----------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要

設計計画 一式、資料収集整理 一式、現地踏査 一式、設計条件確認 一式
追加調査等検討項目の整理 一式、過年度製作済の変位制限装置の確認 一式
耐震補強工法比較検討 一式、照査 一式、報告書作成 一式

2. 場所

札幌市手稲区稲穂1条6丁目ほか

3. 期間

契約書に示す着手の日から令和 7年 3月28日までとする。

4. 図面

別添のとおり

5. 仕様書

札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市土木工事共通仕様書、札幌市土木工事標準図集、北海道における鋼道路橋の設計及び施工指針（北海道土木技術会）、道路橋示方書・同解説（（社）日本道路協会）、既設橋の耐震補強設計施工要領（札幌市）、その他関係仕様書および特記仕様書による

6. 特記仕様書 別添のとおり。

■ 特記仕様書（共通） ■

1 業務の目的

本業務は、札幌市地域防災計画に基づき、曲長跨線橋について、耐震性能を照査するものである。

2 履行期間

契約書に示す着手の日から令和7年3月28日までとする。

3 業務内容

項目	設計条件
設計項目・数量	① 橋梁耐震性能照査 N=1 橋

4 電子納品

- 1) 本業務は電子納品対象業務とする。なお、電子納品の運用にあたっては「電子納品に関する手引き【土木業務編】」（以下、「手引き」という。）に基づいて行うものとする。
- 2) 成果品は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R、DVD-R 等）で2部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、疑義がある場合は担当職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
- 3) 成果品の提出の際には、業務中及び業務完了前にシステムチェックとウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

5 納入成果品

納入成果品は以下のとおりとする。また、本項に記載の無い事項については、札幌市土木設計業務共通仕様書による。

1)	構造計算書 報告書	製本1部、電子データ1式
		電子媒体での納入についてはPDF形式および、広く一般に使用されている形式（Word、Excel等）とする。

6 設計協議について

打合せ回数は初回、中間2回、成果納品時の計4回を想定している。

7 個人情報の取り扱い

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

8 設計根拠等

設計計算等において、その決定根拠及びそれに基づく文献等（頁）については明確にすること。

9 環境負荷低減への取組み

業務の遂行にあたっては、「さっぽろ地球環境憲章」や「地球を守るためのプロジェクト・札幌行動～市民行動編」の趣旨に配慮した作業計画を立案すること。

(URL ; http://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/shuto_sengen/index.html)

なお、工法の選定に際しても、十分に周辺環境への影響に配慮すること。

また、本業務に係る物品の使用等については、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づいて行うこと。

(URL ; http://www.city.sapporo.jp/kankyo/management/ems_torikumi/green.html)

10 主任設計者・照査技術者について

本業務の主任設計者及び照査技術者は、下記の条件を満たす者とする。

- ① 主任設計者は、下記資格要件分類表の (I) の要件を満たす者とする。
- ② 照査技術者は、下記資格要件分類表の (I) の要件を満たす者とする。

資格要件分類表

要件分類	資 格	
	主任設計者	照査技術者
資格要件 (I)	技術士（建設部門－ 鋼構造及びコンクリート 、総合技術監理部門－建設－ 鋼構造及びコンクリート ）、RCCM（ 鋼構造及びコンクリート ）のいずれかの資格保有者。	
資格要件 (II)	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（ 鋼構造及びコンクリート ）のいずれかの資格保有者。	
資格要件 (III)	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（別表1）のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について（大学・短大・高専卒20年、高卒22年、その他25年以上）実務経験を有する者。	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（別表1）のいずれかの資格保有者。
資格要件 (IV)	技術士（別表2）、RCCM（別表3）のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について（大卒13年、短大・高専卒15年、高卒17年以上）実務経験を有する者。	技術士（別表2）、RCCM（別表3）のいずれかの資格保有者。

別表1

R C C M	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	道路
	鉄道
	造園
	都市計画及び地方計画
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境

別表2

技術士	建設、総合技術監理－建設	(科目問わず)
	上下水道、総合技術監理－上下水道	上水道及び工業用水道、下水道
	農業、総合技術監理－農業	農業土木
	森林、総合技術監理－森林	森林土木
	水産、総合技術監理－水産	水産土木
	応用理学、総合技術監理－応用理学	地質

別表3

R C C M	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
建設環境	
水産土木	

1.1 合同現地踏査の実施について

受託者が希望する場合、担当職員と協議の上、受託者及び委託者合同で現地踏査を実施することができる。実施を希望する場合は、業務着手後速やかに担当職員と協議を行うこととし、合同現地踏査に関する費用は設計変更にて計上するものとする。

合同現地踏査を行った際には、確認事項等を打合せ記録簿に記録し、内容について受託者及び委託者で確認を行うこと。なお、設計内容に追加や変更が生じた場合は、担当職員と協議の上、設計変更の対象とする。

1.2 スケジュール管理表の活用

受託者が希望する場合、担当職員と協議の上、スケジュール管理表（様式自由）を活用することができる。活用する場合は、業務工程について業務スケジュール管理表を作成し、担当職員の承諾を得ること。また、業務期間中はスケジュール管理表を適宜更新し、業務の進捗状況等について、定期的に担当職員と情報共有を行うこと。なお、業務完了の際には、最終更新した業務スケジュール管理表を提出するものとする。

1.3 積算に使用している追加単価等について

本業務に係る業務費の積算にあたり、積算に使用された追加単価（札幌市で公表されている資材単

価と月刊の「建設物価」（一般財団法人建設物価調査会発刊）及び「積算資料」（一般財団法人経済調査会発刊）に掲載されている単価以外）については、次のとおり閲覧できる。

○公表の方法

1. 公表場所：資材単価コーナー（札幌市役所本庁舎8階 土木部工事課）
2. 公表方法：閲覧用ファイル（土木部所管土木工事追加単価及び歩掛綴）
（注意事項）

使用した単価は予定価格算出上のものであり、特定の製品を指定したものではない。

1.4 その他・参考資料

- ・業務内容について、不明な点、疑義等が生じた場合は、担当職員と協議すること。
- ・本業務で知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。
- ・受託者の不注意によって生じた費用及び第三者へ損害を与えた場合は、受託者の責任において負担すること。
- ・業務の履行に当たっては、貸与する過年度実施済みの耐震補強実施設計などの成果から、当該業務の主旨を存分に達成できるよう配慮すること。

■ 特記仕様書（橋梁耐震補強） ■

1 設計条件

	項目	内容			
曲長跨線橋	橋梁形式	上部工形式：3 径間連続鋼鈹桁 下部工形式：逆 T 式橋台、壁式橋脚			
	橋長・幅員	橋 長：139.4m 幅員構成：20.0m=0.5m+3.0m+13.0m+3.0m+0.5m (補修補強一般図参照)			
	提供資料	既設橋設計図	一般図		有り
			上部構造	主桁	無し
				橋面工	無し
			下部構造	構造図	無し
				配筋図	無し
			基礎構造		無し
		付属構造	支承等	無し	
		既設橋 構造計算書等	上部構造	応力計算・反力	無し
下部構造			応力計算	無し	
基礎構造			安定・応力計算	無し	
地質条件			柱状図	無し	
付属設備			支承計算	無し	
既設橋材料計 算書		上部構造	本体・付属物	無し	
	下部構造		無し		
台帳関係	道路台帳、橋梁台帳、橋梁点検調書、橋梁調書				
成果品	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年度 宮の沢跨線橋外 2 橋耐震補強設計（曲長跨線橋） ・平成 23 年度 手稲跨線橋ほか 1 橋補修実施設計（曲長通跨線橋） ・平成 24 年度 曲長通跨線橋耐震補強工事（しゅん功図） ・平成 25 年度 曲長通跨線橋耐震補強工事（しゅん功図） 				

2 業務項目

① 設計計画

業務を実施するにあたり、業務目的、作業工程、準拠基準、参考文献、業務実施体制などを記載した業務計画書を作成するとともに、技術的課題の抽出を行う。

② 資料収集整理

過年度の設計成果品や地形状況などを表す平面図、縦・横断図、ボーリング柱状図、鉄道に関する諸条件、添架物など、橋梁耐震性能照査に影響を及ぼすものについての収集・整理を行う。

③ 現地踏査

対象橋梁の現地踏査を行い、沿道・交差・用地条件・支障物等の現地状況を把握する。併せて、工事用搬入路や施工ヤードなどの施工性の判断に必要な現地状況を確認する。なお、JR 北海道軌道敷地内での作業は想定していないが、必要となった場合は、担当職員と協議を行うこととし、費用は設計変更にて計上するものとする。

④ 設計条件確認

「平成23年度 手稲跨線橋ほか1橋補修実施設計（曲長通跨線橋）耐震補強設計報告書」（以下、平成23年度実施設計報告書）について、当時の設計条件やフーチングと基礎の耐震性能照査結果の妥当性を照査し、道路橋示方書V耐震設計編（H24年2月）を準用したフーチングと基礎の耐震性能照査を行うための設計条件設定を行う。

■対象橋脚：全橋脚5基

⑤ 追加調査等検討項目の整理

「平成 23 年度実施設計報告書」における地盤定数設定手法の妥当性確認を行い、基礎の耐震性能照査に必要な追加調査や原位置試験（孔内水平載荷試験）、室内試験（液状化判定など）の整理を行う。

⑥ 過年度製作済の変位制限装置の確認

「平成 23 年度実施設計報告書」における変位制限装置の設計について、道路橋示方書V耐震設計編（H24年2月）を準用した耐震性能照査を行う。

なお、上記照査の結果、必要とされる耐震性能を満足する場合には、過年度に製作済みの変位制限装置（鋼製ブラケット）について、現地で外寸や部材厚を計測し、設計図と照合するとともに腐食の有無や腐食グレード等の確認を行う場合もある。この場合、担当職員と協議の上、設計変更の対象とする。

■対象箇所：P1 橋脚、P2 橋脚

⑦ 耐震補強工法比較検討

既設 P1 橋脚をモデルに、道路橋示方書V耐震設計編（H24年2月）を準用した耐震性能照査を行う。

併せて、耐震補強工法比較案の抽出と概略耐震補強設計、耐震補強工法毎のフーチングと基礎の耐震性能照査を行い、耐震補強工法比較表の作成を行う。

耐震補強工法比較の評価項目は構造的性、施工性、維持管理性、経済性、フーチングと基礎への影

響度などとする。

⑧ 照査

本業務の検討内容について照査を行い、成果品の赤黄チェックシートや照査リストを整理する。

⑨ 報告書作成

本業務の検討内容を整理して、報告書としてとりまとめる。

次年度業務への申し送り事項を整理する。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の
手続を定めなければならない。
- 3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)
に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に
報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければ
ならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者(受託者)は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、
書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)
に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情
報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の施工(履行)に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者(受託者)は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約(再委託))

第6条 受注者(受託者)が、本工事(業務)のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)をする場合には、あらかじめ発注者(委託者)に書面により申請し、発注者(委託者)から承諾を得なければならない。

- 2 受注者(受託者)は、前項の申請をする場合には、発注者(委託者)に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 下請契約(再委託)先の名称
 - (2) 下請契約(再委託)する理由
 - (3) 下請契約(再委託)して処理する内容
 - (4) 下請契約(再委託)先において取り扱う情報
 - (5) 下請契約(再委託)先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法
- 3 発注者(委託者)が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者(委託者)に対して下請契約(再委託)先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 発注者(委託者)が第1項及び第2項の規定により、受注者(受託者)に対して個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)を承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先との契約において、下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 前項に規定する場合において、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者(委託者)の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、発注者(委託者)に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業員の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。

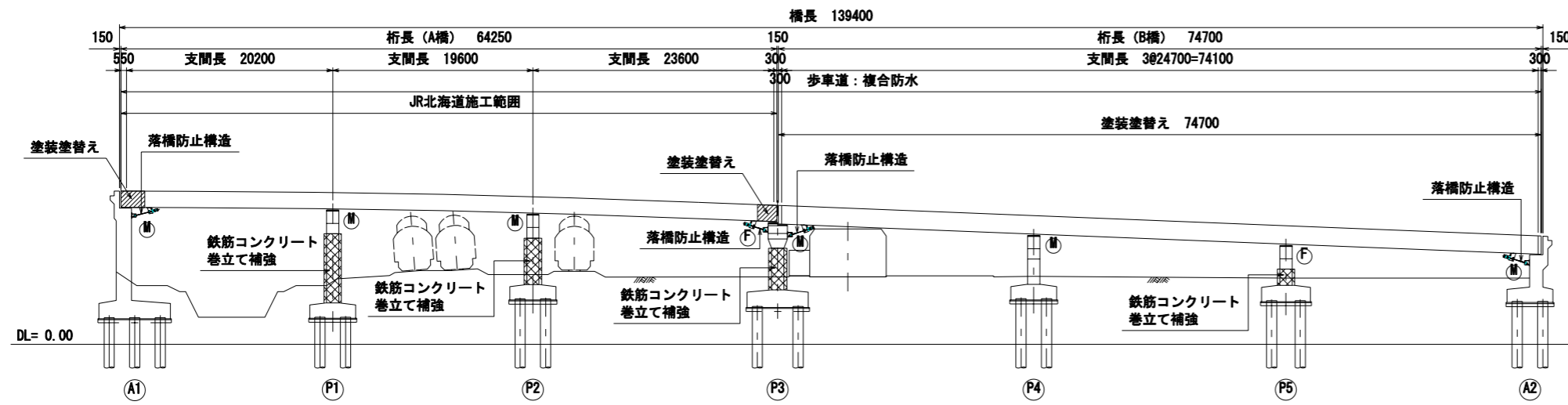
- 2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

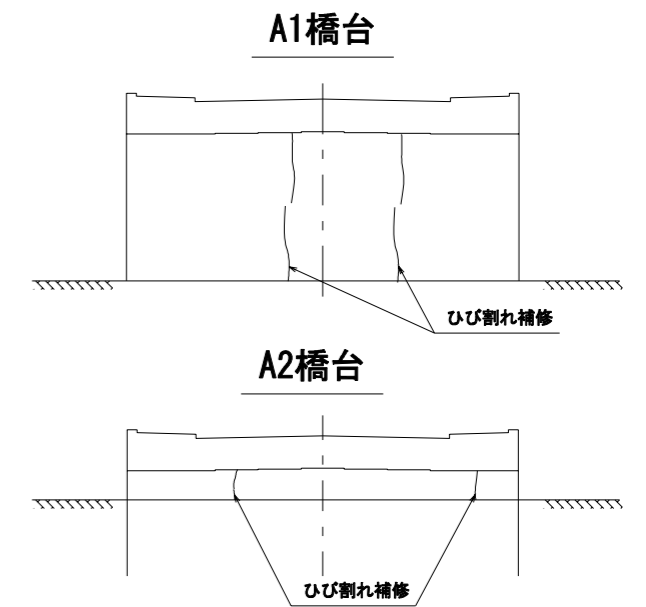
第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害が発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

補修補強一般図

側面図 S=1:300



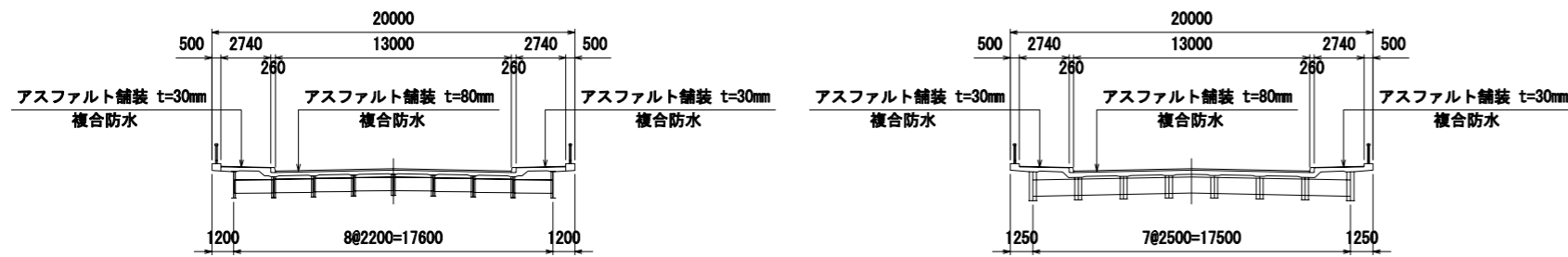
下部工補修図 S=1:200



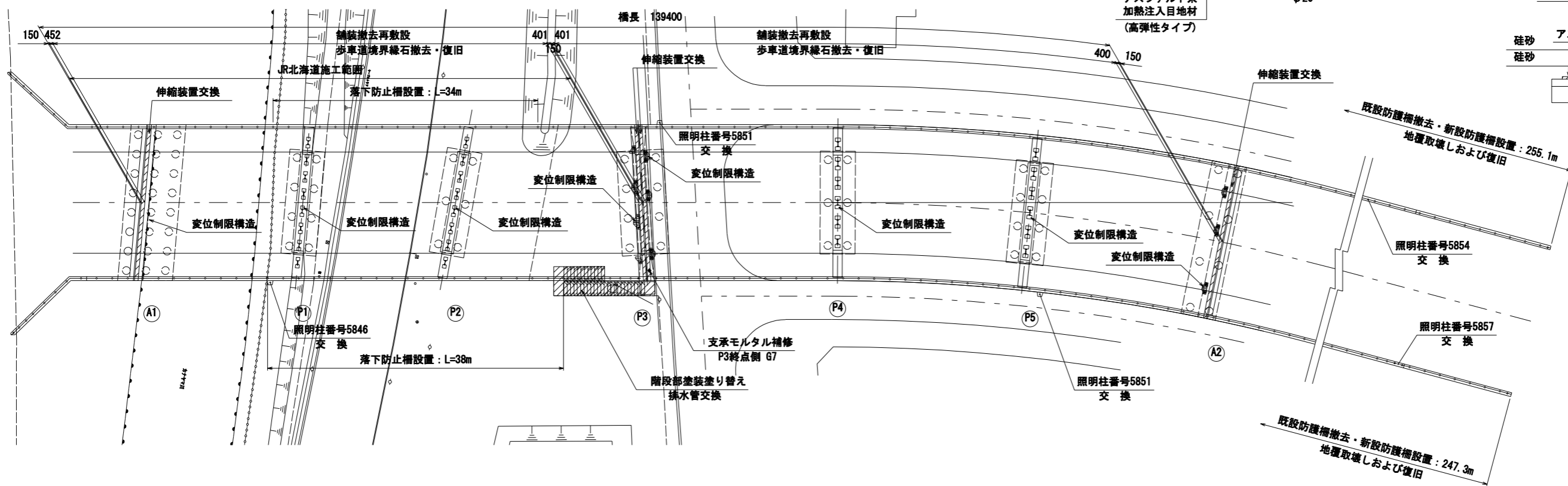
A橋

断面図 S=1:200

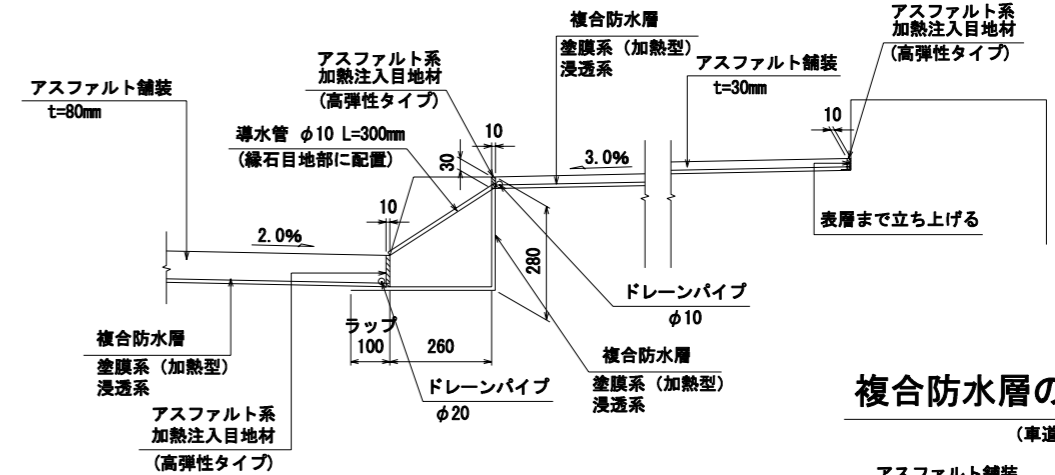
B橋



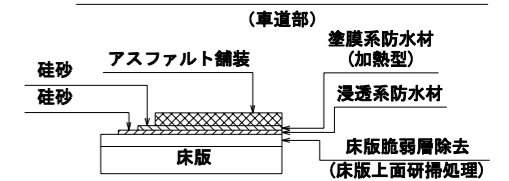
平面図 S=1:300



防水層端部詳細図 S=1:10



複合防水層の層構成概要



令和 6 年度

業務設計書（見積参考）

業務名： 曲長跨線橋耐震性能照査検討業務

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積り算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

令和 6 年 1 1 月 単価適用

建設局 土木部 業務課 計画係

設計総括表（金抜き）

業務番号		業務名	曲長跨線橋耐震性能照査検討業務	当 初		設計業務	
						項目	道路構造物設計
項目・工種・種別				単位	数量	数量増減	摘要
道路構造物設計				式	1		
橋梁設計				式	1		
橋梁設計				式	1		
打合せ				式	1		
直接経費				式	1		
直接経費				式	1		
旅費交通費				式	1		
電子成果品作成費				式	1		
直接原価				式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価				式	1		
業務原価				式	1		
一般管理費等				式	1		
設計業務価格				式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	曲長跨線橋耐震性能照査検討業務		当 初		業務	設計業務
							項目	道路構造物設計
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要	
道路構造物設計				式	1			
橋梁設計				式	1			
橋梁設計				式	1			
設計計画				式	1		内-1号	
資料収集整理				式	1		内-2号	
現地踏査				式	1		内-3号	
設計条件確認				式	1		内-4号	
追加調査等検討項目の整理				式	1		内-5号	
過年度製作済の変位制限装置の確認				式	1		内-6号	
耐震補強工法比較検討				式	1		内-7号	
照査				式	1		内-8号	
報告書作成				式	1		内-9号	

設計内訳書（金抜き）

業務番号	業務名	曲長跨線橋耐震性能照査検討業務	当 初	業務項目	設計業務 道路構造物設計	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
打合せ			式	1		
打合せ		中間打合せの回数 2回	式	1		内-10号
直接経費			式	1		
直接経費			式	1		
旅費交通費			式	1		
旅費交通費(率計上)			式	1		内-11号
電子成果品作成費			式	1		
電子成果品作成費			式	1		内-12号
直接原価			式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価）			式	1		
業務原価			式	1		
一般管理費等			式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号	業務名	曲長跨線橋耐震性能照査検討業務			当 初	業務項目	設計業務 設計業務価格
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要	
設計業務価格			式	1			
消費税等相当額			式	1			
業務委託料			式	1			

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	設計計画	単価適用年月	2024. 11	歩掛適用年月	2024. 11	労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要		
理事・技師長		人	1. 5				
主任技師		人	4. 8				
技師（A）		人	5. 9				
技師（B）		人	5. 8				
技師（C）		人	1				
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 2号内訳書	資料収集整理	単価適用年月	2024. 11	歩掛適用年月	2024. 11	労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要		
理事・技師長		人	0. 8				
主任技師		人	3. 3				
技師（A）		人	3. 8				
技師（B）		人	3. 7				
技師（C）		人	0. 8				
技術員		人	1. 3				
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	設計条件確認	単価適用年月	2024. 11	歩掛適用年月	2024. 11	労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要		
主任技師		人	9.7				
技師（A）		人	20.7				
技師（B）		人	40.4				
技師（C）		人	41.8				
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	追加調査等検討項目の整理	単価適用年月	2024. 11	歩掛適用年月	2024. 11	労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要		
主任技師		人	2.2				
技師（A）		人	4.8				
技師（B）		人	9.7				
技師（C）		人	10				
技術員		人	1.2				
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	過年度製作済の変位制限装置の確認	単価適用年月	2024. 11	歩掛適用年月	2024. 11	労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要		
主任技師		人	2. 4				
技師（A）		人	5. 4				
技師（B）		人	6. 4				
技師（C）		人	5. 8				
技術員		人	5. 8				
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	耐震補強工法比較検討	単価適用年月	2024.11	歩掛適用年月	2024.11	労務調整-超過-規制	1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要		
主任技師		人	0.7				
技師（A）		人	1.3				
技師（B）		人	2.8				
技師（C）		人	5				
技術員		人	4.1				
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	照査			単価適用年月	2024.11
				歩掛適用年月	2024.11
				労務調整-超過-規制	1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
理事・技師長		人	1.4		
主任技師		人	4.3		
技師（A）		人	6.6		
技師（B）		人	2.3		
技師（C）		人	1		
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	報告書作成	単価適用年月	2024. 11	歩掛適用年月	2024. 11	労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要		
主任技師		人	0. 6				
技師（A）		人	3. 7				
技師（B）		人	7. 5				
技師（C）		人	6. 7				
技術員		人	5. 4				
合 計							

